

土砂災害に関する避難勧告等の暫定判断基準の策定について

平成 26 年 4 月、内閣府により「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」が策定された。



このガイドライン（案）では平成 26 年の梅雨の時期までに、土砂災害の避難勧告等について、市町村で暫定的な判断基準を策定することが求められている。



このため、ガイドライン（案）を元に、本市の土砂災害に関する避難勧告等の暫定判断基準を策定した。

※ 当面、この暫定判断基準により進めていくが、今後、地域防災計画を改訂していく中で、避難勧告等の判断基準についても検討し、暫定ではない判断基準を策定する予定である。